

## 武家家訓精神の社会影響

許 譯 兮

武家家訓とは、武士家の首領が後継者や家臣団に対しての訓戒で、丁寧な書状もあれば、簡単な箇条書き文もあるし、身辺の家臣によって記された語録もある。何れも、家名永続という切実な願望から作成したもので、武家社会の道德理念、行動規範を伝えている。武士家の首領にとって、祖先から受け継いだ家を守り抜いて後世子孫へ渡していくのが何よりの責任であり、武家家訓はその目的を達成するために、経験や教訓を文字に託して家の成員の行動を規制するもので、武家社会で大きな役割を果たしている。本稿は主として、小澤富夫先生の武家家訓の編纂・研究の成果に基づいて、武家家訓の武家社会内部、外部における影響について述べたい。

### 一 武家社会内部での後世への影響

武士の家は、基本的には軍団性質の組織で、近世の平和の時代になっていてもその性質が保たれている。<sup>(1)</sup> そのような組織の内部は規律・秩序が重要である。武家家訓は首領が家を規制する訓戒として、作成される当時に家の成員を強く規制するのは言うまでもないが、当時に限るのではなく、長い年代を過ぎたとしても家の成員の行動規範として守られている。

よく挙げられる例として東北の要衝会津藩の家訓がある。初代藩主の保科正之は二代将軍徳川秀忠の第四子、三代将軍徳川家光の異母弟という血筋であった。将軍の正室・側室以外から生まれた子なので、信濃高遠藩主保科正光の養子に出され、後に高遠藩主の位についた。徳川家光の時代、保科正之が幕政に参加するようになり、政治の舞台に上がって能力を発揮した。以後、会津23万石に移封され、その子孫は会津松平家として代々会津藩主の位を継いだ。徳川家光が危篤の際、保科正之は少年徳川家綱の後見を頼まれるので、幕藩体制を築く過程で重要な役割を果たした。1668年、保科正之は将軍に忠誠を尽くす主旨の家訓を綴った。「大君之儀、一心大切可<sub>レ</sub>存<sub>ニ</sub>忠勤<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>以<sub>ニ</sub>列国<sub>一</sub>之例<sub>ニ</sub>自<sub>レ</sub>処<sub>上</sub>焉。若<sub>レ</sub>懷<sub>ニ</sub>二<sub>心</sub>一<sub>一</sub>、即非<sub>ニ</sub>我<sub>一</sub>子孫<sub>一</sub>。面々決而不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>」。<sup>(2)</sup> ほかの藩は全て幕府に反旗を翻しても会津藩だけは将軍家を守るべきで、後代藩主がこの精神を背いた場合、家臣は従ってならない、と記した。この教えは代々受け継がれ、一藩の行動を決める指針と奉じられた。幕府末期に至り、末代藩主の松平容保は波乱な情勢の中で新設された京都守護職に就任し、攘夷運動が熾烈になった京都の治安維持にあたり、尊王攘夷派志士弾圧の指揮をとり、また旧幕府軍として伏見・鳥羽の戦いに参加した。佐幕派の中心な藩として幕府を守る戦いを最期まで続け、多くの死傷者を出した。若松城の近くの山で自刃した白虎隊の少年たちもいたし、出陣武士の足手まといになるのではと集団自殺する人々もいた。これほど会津藩は幕府と繋がりを持つ藩として、最期まで藩主・藩士ともども保科正之の家訓を固く守り抜いて、家訓の精神を貫いた。

会津だけでなく、武家社会では一般的に祖先の誠めを厳守するのが常識とされる。戦国時代からの大名、中国地方の毛利家も一例である。

筆まめで有名な毛利元就は普段から三人の息子に兄弟同心の旨を説いていて、晩年の『毛利元

(2)

就遺誡』の中でこう述べた。「隆元之事、隆景・元春をちからにして内外様共に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付<sub>レ</sub>候。於<sub>レ</sub>然者、何之仔細あるべく候や。又隆景・元春事者、当家だに堅固に候はゞ、以<sub>レ</sub>其力<sub>二</sub>家中へは如<sub>二</sub>存分<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付<sub>レ</sub>候へ。唯今いかにへ我々が家中へ如<sub>二</sub>存分<sub>レ</sub>申付候と被<sub>レ</sub>存候共、当家よはく成行候ば人の心持可<sub>レ</sub>相替<sub>レ</sub>候条、此兩人におゐても此御心もち肝要候へ」。(3) 宗家を継いだ長男と吉川家、小早川家を継いだ次男、三男が兄弟一心して毛利宗家の存続を図ろうと懸命に説いている。この旨は後代になっても延々と受け継がれている。織豊政権が統一を進める中で、毛利元就の孫である毛利輝元は毛利家当主の身で豊臣政権下の大名となり、1600年の関ヶ原の戦いで西軍総大将として徳川家康の東軍に対抗した。戦後、西軍側の大名が次々と処罰され、毛利宗家の存続も危うくなった。この時、吉川元春の三男、父と兄が亡くなったことで吉川家の跡を継いだ吉川広家は毛利宗家の保全のために奔走した。西軍の陣営に配属しながら徳川家康に内通するので、徳川家康の東軍の勝利に資する立場となり、その立場を生かして毛利宗家のために斡旋した。結局、本来吉川広家に下賜予定の周防・長門36万6千石を毛利家に転封し、毛利宗家は減封処分のみで大名としての地位を確保され、子孫が本州最西端の長州藩主の地位を継いだ。吉川広家はそのうち周防の岩国に封ぜられ、3万石（後の検地で6万石）に甘んじた。吉川広家の戦功褒賞と引き換えに毛利宗家の存続が認められたのである。徳川家康に敵対したのに家名存続が実現できたのは、毛利元就が生前に築いた「毛利両川」体制、「宗家補佐を大事に」という誡めが存在が大きかったのであろう。

一方、毛利宗家の家督を継いだ毛利輝元も祖父の教えを忘れられなかった。吉川広家の斡旋で家名を守られたのもあるし、吉川氏との結び付きを強化する必要性を認識するうえで、毛利輝元は娘を吉川広家の嫡男吉川広正に嫁がせると決めた。この縁談は娘や身内に反対されたが、毛利輝元は翻意しなかった。1616年書いた娘宛での書状に、毛利輝元は嫁ぎ先での心得なども含め、娘への期待を重々しく語っている。「此<sub>（縁）</sub>ゑんのこと、ふそく<sub>（不足）</sub>のやうにおもひ存ずると存候<sub>（家中）</sub>。かちうのものゝなかにも、さやう存候ものもあるべく候へども、われへ存候むねは、それにはちがひ候。中略かちうのとゝのへもつはらと存候につゐて、かやうゑんへん申だんじ候。とうけにては、ひでもときつかわかん<sub>（吉川）</sub>にやうに候<sub>（肝要）</sub>つき、かくのごとく申だんじ候」(4) と、みんな不本意と思うかも知れないが、自分が考えるのは分家・長府藩の毛利秀元と岩国領の吉川家との連携なのだ、それこそ大事なのだ、という。また幾度も、「かちうげんごに候はゞ、ぜんにもあくにも、一すぢにせんぞへの御ほうこう此う候たしきとぞんじ、かくのごとくに候事」(5) と、家の存続の思いを強調しながら、「此まへににちらい様おほせきかせられ候。又、そのゝちは御しよ様御ものがたりうけ給候も、すこしもちがひ候はず候」(6) と、自分の決意は元就公（日頼様）の普段のお言葉と御直筆の手紙の教えに少しも違わずに合致していると特別に強調している。この時は毛利元就が亡くなって五十年近くになるが、元就の孫が自分の娘を嫁に行かせる時に、やはり、この縁談は元就公の教えに合致するものだという理由で説得して理解させる。これほど、毛利元就の教訓は後世において長く信じられ、尊敬されている。(7)

このように、武家家訓の精神は武家社会において行動指導の金科玉条として、それを命がけて実践するのも惜しまないのである。

## 二 武家社会の外部での影響

武家家訓に見られる精神は武家社会の内部で守られているだけでなく、武家社会の外部にも影響している。近世社会で、『東照宮御遺訓』はさまざまな形で世に知られ、『明君家訓』は武家社

会で大流行となったように、武家の精神倫理も世間一般に認識されており、ほかの階層にも浸透していった。出版業の発達、読書人数の拡大は、武家の精神倫理の浸透にも拍車をかけた。商家、農家も家訓を作るケースが増えてきた。武家と同じように、家の永続を目的として家訓を作成し、慎重・儉約・五常・五倫など、武家家訓に普通に見られる理念が武家社会外部の家訓にも見られる。農家の家訓の数量は少ないが、商家の家訓は、商人の経済力が江戸時代に大いに伸張したため、より大きな存在感を示している。商家家訓は、武家倫理と結びつけて商業倫理を語ることが少なくない。島井家と三井家の家訓を例に取って述べたい。

島井家は江戸時代初期の豪商であり、古くより博多で酒屋と土倉を営んだ。島井宗室の代になると、祖先の経営で蓄積した富を基礎に九州の大名に貸付も行っていった。時の権力者織田信長や豊臣秀吉への接近を図って、朝鮮出兵中は兵糧米の調達にあたり、黒田長政の築城の時にも多額の献金をした。1610年に作成された『島井宗室遺言状』が江戸時代初期の商家家訓として有名である。

『島井宗室遺言状』は質素儉約の旨を説いている。「家の内・うら等、ちりあくた成共取りあつめ、なわのきれ、ちりのみじかきは、<sup>(印)</sup>すさにきらせ、ちりもながきはなわになわせ、<sup>(木)</sup>きのきれ・竹のおれ、五分まではあつめ置、あらはせ、薪・かゞり・焼物にも仕る可く候。紙のきれは五分三分も取あつめ、<sup>(澁)</sup>すきかえしに仕る可く候。我々仕たるやうに分別、いさゝかの物も、つゐへにならぬやうに仕る可き事」<sup>(8)</sup> 繩の短いきれ、木や竹、紙のきれ、すべて集めてそれぞれ再利用する、という。「朝夕飯米一年に一人別壺石八斗に定り候へ共、多分むし物あるいは大麦くわせ候へば、一石三斗四斗にもまはし候べく候。みそは壺升百人あてに候へ共、多候<sup>而</sup>百人ほどにても一段能候」<sup>(9)</sup> 一般基準の出費よりも抑えて儉約を努める心遣いを説いている。権力者にも接近する豪商の姿とは考えられないほどの儉約ぶりが見られる。

島井宗室の儉約は、武家家訓の儉約と同じように明確な実際目的を持っていて、あくまでも経営拡大のための根本的な資金保証の一環である。島井宗室は、商人の家職は商売で、お金は商売に使うべきだと常に説いている。「人は少成共、もとで<sup>(元手)</sup>有時に所帯に心がけ、商売油断無く、世のかせぎ専すべき事、生中之役にて候。もとでの有時は、ゆだんにて、ほしき物もかい、支度事をかゝさず、<sup>(華麗)</sup>万くわれいほしいまゝに候て、やがてつかいへらし、其時におどろき、<sup>(悔)</sup>後くわいなげき候ても、かせぎ候ずる便もなく、つましく候ずる物なく候ては、後は、<sup>(乞食)</sup>こつじきよりはあるまじく候」<sup>(10)</sup> 即ち、少しでも元手があるときは、財産を増やし、経営に励み、家業を振興しなければならぬ。これこそ一生の仕事。元金がある時にむやみに品物を買ひ求め、やりたい放題をして、贅沢をして浪費すると、元金が寸時も失われる恐れがあり、その時になって後悔しても間に合わず、いくら慎重に行動してもお金を稼ぐ手段がなく乞食になるしかない、と。これは、無益な費を控えて戦時の備えを充足させ、お金を武事に使うという武家社会の理念に通ずるものである。

「右之十七ヶ条、其方の為には、<sup>(聖徳)</sup>太子之御憲法にもおとり候まじく候」<sup>(11)</sup> というほど自信を持っている教訓の中で、島井宗室は武士の倫理をもって商業経営の意義・道理を語っている。家業意識の高揚は、商業経営で莫大な富を築いた商人階層にとって必然なことで、商人にとって、商業経営は代々受け継ぐ家業である。島井宗室は、お金があるときは生活消費ではなく、まず本業としての商売の支出を保証しなければならない、という。武家家訓によく見られる「文武の道、車の両輪」、<sup>(あきなひ)</sup>「両輪の修、偏らず」という言葉を意識しているようで、「商、所帯はくるまの両輪のごとく、なげき候ずる事専用候」<sup>(12)</sup> と、経営と資産は「車の両輪」で偏ってはいけぬと語ってい

(4)

る。商売を上手に運営できる基本原則について、第一、軍事戦争と同じように、勝つことを考える前に負けることを先に想定すべきだと主張している。「夫<sup>(それ)</sup>弓矢取之名人は、先まくべき時之用心手だてを第一に分別を極め、弓矢取出されると承候<sup>(たとひ)</sup>。縦まけ候ても、我国をも失はず、人数をもうたせず候。思案無き之武士は、少しも其分別無く、むさと人之国をも取べきと計心得、取かゝり、まけ候へば、持たる国まで取られ、身をも相果と申候」<sup>(13)</sup> といつて、商業経営を戦闘にたとえてその道理を語る。武士として出陣する際には、戦に敗れたときの保全の手段を前もって講じなければならない。このような心があれば、たとえ敗戦しても、家を失って国を失うことにならない。逆に、この道理を知らない武士は敗けることを考慮に入れずに、ひたすら他人の領国を取することを考えるので、一度敗れると、自分の領国も人に取られ、身も家名も失ってしまう、という。商業経営は戦場で戦うと同じ心構えであり、商人として昼夜怠らずに経営を行うべきで、一度失敗しても再起できる元手を守ることが根本だ、という認識である。

江戸前期の豪商、三井高利の家訓も一例である。三井家は三井高利の祖父の時代より伊勢松坂の裕福の商家で、三井高利は青年時代から江戸での出店を目指して独立に金融業を営んで蓄財した。52歳の時長兄の没をきっかけに宿望を叶い、江戸、京都、大阪に呉服店、仕入店、綿店などを設け、同時に両替店を開いて金融業の兼営も行い、幕府の呉服御用・為替御用も引き受けた。1694年前後、危篤の時に『三井高利遺訓』を書き残し、内容は簡潔な10か条であるが、それに見る三井高利の経営精神は江戸時代を通じて三井の指導原理となり、今日にも強い影響を残している。

三井家訓にも家業への執着が明らかに見られ、「<sup>(たんぼく)</sup>単木は折れ易く<sup>(りんぼく)</sup>林木は折れ難し、汝等相協<sup>(けふりくしふぼく)</sup>戮<sup>(きょうご)</sup>輯睦して家運の鞏固を図れ」<sup>(14)</sup> と、一族協力して家運の隆盛を図ろうという。また、儉約の訓もあり、「堅く奢侈を禁じ、厳に節儉を行ふべし」<sup>(15)</sup>、いくら大金を儲けても儉約質素な生活をする、と説いている。家業存続の目的から、家族の子弟のしつけ・育にも重視していて、「同族の小児は一定の年限内に於いては、他の店員と同一の生活待遇をなし、番頭手代の下に労働せしめて、決して主人たるの待遇をなさしめるざるべし」<sup>(16)</sup> という。このように家の長期利益のために様々な工夫をしている。

もっとも重要なのは、三井家訓の中に、事業資産を共有する共同経営、一定の比率で利益配分という経営方式が決められた。「各家の営業より生ずる総収入は、必ず一定の積立金を引き去りたる後、始めて之を各家に分配すべし(分配は総本家を最も多額とす)。「各家の内より一人の年長者を挙げ、老分と称して是を全体の総理たらしめ、各家主は皆老分の命を聴く可きものとす」。<sup>(17)</sup> 三井家の商業組織はピラミッドのように、総本家は本社、下の分家は一々の支社、三井一族は1つの大きい集団会社となる。トップには一族の首領、その下には各分家があり、各分家はそれぞれの分家長が事務を統率している。その経営関係は武家社会のように縦の主従関係を基軸として、下から上への服従が求められていることがわかる。主従制の原理と企業の経営精神を結びつけたのである。武家社会の単独継承の原理は三井家の商業経営にも貫いたと思う。かつて、武士団の勢力が分割相続で弱くなるのを避けるため、武家社会で単独相続の制度が実施された。三井家の組織構造を見ると、事業の永続のため、総本家の財産権・発言力を保つ配分方法を採用し、経営利益の配分はピラミッドの構造の序列に基づいて実行することがわかる。明確な上下関係をもって強固な同族組織を形成させ、三井家隆盛の礎を築いている。

以上の商家家訓から窺えるように、商家家訓にも武家の倫理が投影している。この投影は、ただ商家が武家社会に憧れて武家の倫理の真似をただけではない。鳥井宗室の言ったように、「第一、武具更<sup>(更)</sup>以らず事候。たとひ人よりくだされるいしやう・刀成共、売候て、<sup>(更)</sup>長子になし候て

もち候べく候」。<sup>18)</sup> 商人は、自分は戦鬪者ではなくて経営者として活躍すべきだと明確に自認して、武家の倫理を意識しながら自分の倫理世界を構築したのである。商人は武士精神を学び、武士の倫理を準則とする意識を持ちながら、商品取引の社会化の発展、経済力の増強に伴い、商人自身の天地を切り開く自信を示している。

### 三 武家家訓の精神が認められる背景

武士階級は勢力が上昇する過程で、元の支配階級に対抗し得る自分なりの倫理が形成された。武家家訓は武士倫理の重要な担い手であって、家訓の中に示される思考様式、行動指針は武家社会で代々守られる。それは、武家社会は伝承が重じられる体制になっていたからである。幕藩体制は、徳川將軍家との関係に基いて大名を配置する。大名領地が基本的には世襲なので、大名家の位置づけは当代だけでなく、後代にも伝わっていく。また、武士の身分は家格で決められ、幕府、藩の役所で任官する時にも代々受け継ぐ身分に基いて相応する職を任命する。こうして、祖先の功労が当世の武士家の生存基礎になるという直観的な社会認識が成され、祖先の訓戒を大事にするのも当たり前のことになる。

武士階級が近世社会で支配階級になるにつれて、武士の精神倫理も支配的なイデオロギーとなり、社会一般に広がった。近世社会の平和環境のもとで武士が全力を尽くして家職を全うし、忠実に奉公することで祖先の榮譽、家名を守ると同じように、商人も勤勉に商業を営んでいて、家業としての商売、屋号・暖簾に示される家名を懸命に守ろうとしている。商人は武家世界の倫理に憧れを持っているが、武士になろうとせず、商業経営を本業として励むのは、近世の社会構造が背景になるからである。石高制のもとで領主・武士・農民の各階層には全て商品交換のニーズがもともと存在しており、参勤交代の制度はさらに人員の移動・消費の場を作り出している。こうして商品経済発展の客観条件が備えられている。身分制度から見ると、士農工商の四民それぞれは身分が隔てられていて、特別な時期のごく少数の例を除いて、商人は武士身分に転換する道が閉ざされている。逆に、原則として武士は自分の利益のために商売に参与することは禁止されることで、恥辱でもある。このような社会構造は商品経済発展のスペースを形成している。したがって、商人が商業経営を通して自己実現の空間も与えられている。商人は経営の成功で自信心が生まれ、自己意識・家業意識も高まり、「家」を自分の手できちんと守り、将来子孫に伝える責任感が強くなっていく。武家家訓を意識しながら商家自身の価値観を示す訓戒を施す商家家訓が数多くある。

また、武家の倫理が社会一般に認められる背景には、社会全体として「家」は非血縁的要素を持っている原因もある。武家社会においても、商家・職人家・農家においても、「家」は一種の社会集団として、一定の条件が満たされれば、非血縁の成員を「家」の一員として認められる可能性が十分存在している。その意味で、武家社会の考え方、やり方は、さらに広い社会面で通用する基礎が整っている。武家社会の主君と臣下との主従関係はさらに広い範囲にも普及できた。商家の主人と奉公人、農家の地主と小作人、職人家の師匠と弟子、家庭の中の父と子、夫と妻、これらの人間関係は主従関係に組み込まれる。主従関係において上位者と下位者にはそれぞれの権利と義務があり、この上下関係は日本社会の基礎を構成し、日本の人間関係の重要な特徴となっている。武士の相続制度は、家の力を維持する需要から設定され、家業の保持に適する特質があるので、同じように家業保持を望む商人、農民の世界にも普及している。武家社会で慣習として行われる養子制度も隠居制度も、商家や農家に一般的に実行され、子が一人前となるなどの条件

(6)

が整う場合、家業を相続させる。また、「家」の非血縁的な特性があるだけに、「家」に対する忠誠心は、自然と集団利益への重視と所属集団への献身精神に転化できるし、「家」の内部の上下関係は自然と社会集団の序列関係に転化できる。「三民の長」(山鹿素行)としての武士階級の思考様式、行動様式は、日本の近代化過程にも深い投影をしたと言えよう。

【付記】本稿は中国国家社会科学基金一般項目「日本武家家訓と武家発展史」(18BSS035)の研究成果。

#### 注

- (1) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』、吉川弘文館、1994年などを参照。
- (2) 『保科正之の家訓』第1条。小澤富夫『武家家訓・遺訓集成』、ペリカン社、1998年、第265頁。
- (3) 『毛利元就遺誡』第4条。小澤富夫『増補改訂武家家訓・遺訓集成』、ペリカン社、2003年、第176頁。
- (4) 『毛利宗瑞息女宛教訓書』。小澤富夫『増補改訂武家家訓・遺訓集成』、ペリカン社、2003年、第370頁。
- (5) 『毛利宗瑞息女宛教訓書』。小澤富夫『増補改訂武家家訓・遺訓集成』、ペリカン社、2003年、第371頁。
- (6) 『毛利宗瑞息女宛教訓書』。小澤富夫『増補改訂武家家訓・遺訓集成』、ペリカン社、2003年、第370頁。
- (7) 『毛利元就遺訓』第6条。小澤富夫『武家家訓・遺訓集成』、ペリカン社、1998年、第176頁。
- (8) 『島井宗室遺言状』第8条。小澤富夫『家訓』、講談社、1985年、329頁。
- (9) 『島井宗室遺言状』第11条。小澤富夫『家訓』、講談社、1985年、330-331頁。
- (10) 『島井宗室遺言状』第13条。小澤富夫『家訓』、講談社、1985年、332頁。
- (11) 『島井宗室遺言状』。小澤富夫『家訓』、講談社、1985年、334頁。
- (12) 『島井宗室遺言状』第13条。小澤富夫『家訓』、講談社、1985年、332頁。
- (13) 『島井宗室遺言状』。小澤富夫『家訓』、講談社、1985年、334頁。
- (14) 『三井高利遺訓』第1条。小澤富夫『家訓』、講談社、1985年、364頁。
- (15) 『三井高利遺訓』第5条。小澤富夫『家訓』、講談社、1985年、364頁。
- (16) 『三井高利遺訓』第8条。小澤富夫『家訓』、講談社、1985年、365頁。
- (17) 『三井高利遺訓』第2、3条。小澤富夫『家訓』、講談社、1985年、364頁。
- (18) 『島井宗室遺言状』第4条。小澤富夫『家訓』、講談社、1985年、327頁。

(きよ やくな 天津師範大学外国語学院日本語学部 副教授)